

稚内北星学園大学と北海道宗谷総合振興局との包括連携に関する協定書

北海道宗谷総合振興局（以下「甲」という。）と稚内北星学園大学（以下「乙」という。）は、包括的な連携のもと、宗谷地域の活性化や未来を拓く人材の育成など地域貢献に寄与することを目的に、相互に連携・協力しながら協働事業に取り組むこととし、協定を締結する。

平成29年1月13日

（連携・協力事項）

第1条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- (1) 観光振興や移住・定住施策などに資する、「宗谷」の魅力発信に関する事項
- (2) 産業振興や中心市街地の活性化など、まちづくりの推進に関する事項
- (3) 地域の未来を拓く人材の育成に関する事項
- (4) その他甲と乙との協議により必要と認める事項

（協議）

第2条 甲及び乙は、前条に掲げる連携・協力事項の円滑な推進を図るため、毎年、甲と乙とで構成される協議の場を設けて、推進状況の確認などを行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲及び乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がなされない場合は、さらに2年間有効とし、以降も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に関わる定めのない事項及びその他必要な事項については、甲及び乙が協議して決定することとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有するものとする。

住所 稚内市末広4丁目2-27
甲 氏名 北海道宗谷総合振興局
宗谷総合振興局長

坂本明彦



住所 稚内市若葉台1丁目2290-28
乙 氏名 稚内北星学園大学
学長

斎藤吉広

